

1. 中国における遅延審査制度

遅延審査制度は 2019 年中国の審査指南の改訂により導入され、運用が開始しました。

その後、2024 年 1 月 20 日より施行される中華人民共和国専利法実施細則（以下「実施細則」という）に新たに「出願人は、専利出願について遅延審査を請求することができる」（実施細則第 56 条第 2 項）との条文が設けられ、遅延審査制度が条文化されました。

(1) 趣旨

出願人により多くの審査のチョイスを提供し、審査サイクルを専利のマーケットの動きに合わせてながらマッチさせ、創新主体の多様化の需要に応えるためです。

例えば、技術分野によっては遅延審査を通じて、請求項の内容及び保護範囲を考慮して調整するための時間を稼ぐ必要があるようなニーズがあります。

(2) 具体的な内容

遅延審査制度に関する詳細は、国家知識産権局によって制定された「専利審査指南 2023」（528-529 頁）に具体的に規定されています。

① 遅延審査の請求

遅延審査を請求することができる者は出願人になります。

発明専利出願の場合、遅延審査の請求は出願審査請求（「実体審査請求」ともいう）と同時にする必要があります。なお、遅延審査は出願審査請求が発効する日より発効します。

実用新案専利出願の場合は、実用新案登録出願と同時に請求する必要があります。

意匠専利出願の場合は、意匠登録出願と同時に請求する必要があります。

② 遅延期間

発明専利出願の場合、遅延期間は、遅延審査請求の発効日より「1 年」、「2 年」、又は「3 年」の 3 種類あり、選択可能になっています。

実用新案専利出願の場合、遅延期間は遅延審査請求の発効日より「1 年」になります。

意匠専利出願の場合、遅延期間は「月」ごとに、最長で遅延審査請求の発効日より「36 月」請求可能です。

③ 遅延期間の満了、終了

遅延期間の満了後、専利出願は審査の順番待ちに入ります。必要なときに、専利局は自ら審査手続を開始することができ、この場合、専利局から出願人に通知され、出願人が請求した遅延審査の期間は終了します。

遅延審査期間が満了するまで、出願人は遅延審査請求を取下げることができ、規定を満たす場合、遅延期間は終了し、専利出願は審査の順番待ちに入ります。

(3) 関連事項

遅延審査が請求された場合、発明専利権の存続期間の補償に関する専利法第 42 条第 2 項（PTA）の適用が受けられなくなります（実施細則第 79 条第 2 号）。

* 免責事項

上記内容は、一般論であり、個別具体的な事情は担当の弁理士に相談するようお願いいたします。